

予算特別委員会資料

令和6年度予算説明書

こども家庭局

目 次

1. 令和6年度 　こども家庭局予算編成について	1
2. 令和6年度 　こども家庭局主要施策	3
3. 一 般 会 計	
(1) 歳入歳出予算一覧	11
(2) 歳入予算の説明	12
(3) 歳出予算の説明	16
(4) 債務負担行為	24
4. 特 別 会 計	
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	
(1) 歳入歳出予算一覧	26
(2) 歳入予算の説明	27
(3) 歳出予算の説明	29
(4) 債務負担行為	31
5. 議 案	
第18号議案 　神戸市婦人保護支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正 する条例の件	32

1. 令和6年度 こども家庭局予算編成について

令和6年度 こども家庭局予算編成について

少子化・人口減少社会の進展、児童虐待や子どもの貧困など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が大きく変化する中、子育てに対する不安・孤立感を解消し、子どもの特性・意見や地域の実情を踏まえながら、より良い育ちを実現するための支援が求められています。

国においても、次元の異なる少子化対策の実現に向けて「こども未来戦略」が策定される中で、令和6年度予算では、「人間らしい温かい街を創る」ため、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を充実・提供することで、誰もが安心して子どもを生み育てられる街の実現を目指していきます。

「全ての子どもたちの未来を応援」では、子育て世帯の家計負担軽減と本市の多様な教育環境を維持していくため、市内高校等に通う場合の通学定期代を無料化します。また、こどもの居場所づくりや子育て世帯への食を通じたつながり支援等を引き続き実施するとともに、子育て世帯にわかりやすい支援情報の発信に取り組みます。

「妊娠・出産・子育て期の支援」では、1か月児健康診査費用助成、こべっこウェルカム定期便を新たに開始し、こども誰でも通園制度を試行実施します。また、出産・子育て応援交付金を活用した伴走型相談支援・経済的支援、産後ケア事業を引き続き実施するとともに、産前・産後ホームヘルプサービス事業の利用期間・回数を拡充します。

「仕事と子育ての両立支援」では、保育環境の充実に向け、民間保育所等の老朽改築を拡充し、保育士の配置基準の改善に取り組みます。また、学童保育の充実に向け、学童保育職員の処遇改善を行うとともに、夏休みの学童保育ニーズへの対応にも取り組みます。

「特に支援が必要な子どもたち・家庭への支援」では、こども家庭センター職員増員や児童家庭支援センターの増設により、児童虐待防止対策を強化します。また、児童養護施設入所児童等の自立に向けた支援のほか、障がいのある子どもへの支援として、「こべっこ発達専門チーム」を東部地域にも拡充し、療育センター・こども家庭センターの待機期間の短縮に取り組みます。

「地域における子育て支援・青少年の健全育成」では、全児童館に新たに子育てチーフアドバイザーを配置し、子育て相談の体制を強化するとともに、乳幼児向けプログラムの充実を図ります。また、「こべっこランド」をはじめとする地域子育て支援拠点、青少年の居場所・活動拠点の運営・整備を行います。

2. 令和6年度 こども家庭局主要施策

○（1）高校生等通学定期券補助の拡充 【1,230,000 千円】

子育て世帯の家計負担軽減と本市の多様な教育環境を維持していくため、神戸市在住の高校生等が市内高校等に通う場合の通学定期代を令和6年9月より無料化する。

通学先	～令和6年8月	令和6年9月～
市内	現行通り	全額補助
市外	現行通り	

※現行：年額14万4千円を超える通学定期代の2分の1を補助

○（2）児童手当の拡充 【22,138,176 千円】

次代を担う全ての子どもの育ちを支える基礎的な経済的支援として、令和6年10月分から、①所得制限の撤廃、②高校生年代まで拡大、③第3子以降3万円に増額（カウント対象を大学生年代まで拡大）する拡充を行う。

（3）こどもの居場所づくり 【115,495 千円】

放課後などに食事や学習、団らんなどを通して安心して過ごせる「こどもの居場所づくり」を実施する団体を支援するとともに、実施頻度を高めるためのコーディネーターを引き続き配置する。
（令和5年12月現在 141校区・301か所）



（4）子育て世帯への食を通じたつながり支援 【85,250 千円】

生活が厳しい状況にある子育て世帯を対象に、食品等の提供をきっかけとして地域や行政等の支援機関につなげる団体（12団体）に対して、運営費の補助を行う。

また、こどもの居場所づくり事業も含め、支援団体や企業等の協力者が情報収集やマッチングを行うことができるプラットフォームを運営する。



（5）学びへつなぐ地域型学習支援 【24,600 千円】

経済的な事情等により、学習機会を十分に得られていない中学生を対象に、無償で学習支援を行う団体（6か所）に対して、運営費の補助など運営支援を行う。

（6）情報発信等による子育て支援施策の推進 【37,564 千円】

「こどもっとKOBE」の統一的なブランディングのもと、リニューアルした子育て応援サイトの運営や、SNSによる魅力的な子育て情報の拡散のほか、利用者のニーズに合わせた情報配信や必要に応じた相談対応等を行う「ここならチャットKOBE」など、媒体の特性を生かして、切れ目のない子育て支援や充実を図っている子育て環境を市内外に発信する。

また、国の「こども大綱」を踏まえ、専門家や保護者・子どもの意見を聴取しながら、今後取り組むべき子育て施策の目標・方向性を定める「神戸っ子すこやかプラン2024」の次期計画を策定する。

2. 妊娠・出産・子育て期の支援

(1) 出産・子育て応援交付金を活用した伴走型相談支援・経済的支援 [943,567 千円]

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談を充実させるとともに、出産育児関連用品の購入や子育て支援サービス等の負担軽減を図る経済的支援を行う。

- ◆伴走型支援
 - ①妊娠期、出産・産後の育児期に面談を継続実施
 - ②妊娠8か月頃の妊婦全員にアンケートを実施し、希望者に面談を実施
- ◆経済的支援 妊娠届出後に5万円、出生届出後に新生児1人あたり5万円を支給

○(2) 妊婦健康診査費用助成 [950,300 千円]

妊婦の健康を保ち安心して出産できるよう、妊婦健康診査に要する費用を助成する。(上限14回・12万円 ※多胎妊婦はさらに2.5万円)

また、低所得の妊婦の必要な支援に繋げるため、妊娠判定前の初回の産科受診料の費用を助成する。

(3) 産後うつ対策 [308,862 千円]

①産後ケア事業 (227,962 千円)

産後1年未満の支援を必要とする母親を対象に、助産所・産科等医療機関における宿泊・通所(各7日)および助産師による訪問(5回)を通して、母体のケアや育児に対する手厚い支援と相談を行う。



②産婦健康診査費用助成 (80,900 千円)

産後2週間・1か月など出産後間もない時期の産婦に対する精神状態の把握を含めた健康診査の費用(上限5千円/回)を助成する。

○(4) 産前・産後ホームヘルプサービス事業の拡充 [24,000 千円]

産前・産後に育児ヘルパーを派遣し、家事・育児に関する援助、支援を行う。

また、産後ホームヘルプサービスについては、利用期間・回数を拡充する。

- ◆産前：妊娠中、最大10回
- ◆産後：出産1年以内、最大10回 → (拡充) 出産2年以内、最大20回
- ※多胎児家庭については、0歳児：最大48回、1～3歳児：最大年24回

◎(5) 1か月児健康診査費用助成 [21,100 千円] (うち令和5年2月補正 21,100 千円)

生後1か月の乳児を対象に、健康診査の実施にかかる費用を新たに助成する。(上限4,000円/人)

◎(6) こべっこウェルカム定期便 [210,000 千円]

子どもが生まれた世帯を対象に、新たに、月に1回おむつやミルク等の育児用品を配達し、配達に合わせて声掛けや支援情報の提供等を含めた見守りを行う。

※令和6年秋以降に、計10回配達(1回目は1万円相当、2～10回目は3,000円相当)

◎(7) こども誰でも通園制度の試行実施 [142,000 千円] (うち令和5年2月補正 142,000 千円)

保育所等に通っていない子ども(生後6か月～2歳)を対象とし、就労要件を問わず、保育所等を定期的に利用できる事業を12施設で試行的に実施する。

(8) こども医療費助成 (5,506,884 千円)

全ての子ども（高校3年生まで）が、無料もしくは低額な負担金で医療機関を受診できるよう医療費を助成する。

◆入院 0～18歳：負担なし

◆外来 0～2歳：負担なし

3～18歳：1医療機関等ごとに1日上限400円を月2回 ※3回目以降無料

3. 仕事と子育ての両立支援

(1) 待機児童ゼロの維持 (82,000 千円)

待機児童ゼロを維持するため、保育ニーズに対応した局所的な整備（小規模保育事業等）を行うと共に、幼稚園から認定こども園への移行を促進する。

○ (2) 既存保育施設の老朽改築 (120,000 千円)

民間保育所等の改築を促進するため、補助件数を増やすとともに、補助上限額を拡充する。
（補助上限額：2.5億円→最大6億円程度）

○ (3) 保育士等の配置基準の改善 (430,220 千円)

4・5歳児の保育士配置基準を30対1から25対1に改善することに伴い、施設型給付費を加算する。

○ (4) 民間児童福祉施設給与改善補助事業の拡充 (145,000 千円)

職員の確保と資質向上のため、勤続年数に応じ給与改善を行うための費用について、これまで補助対象外であった小規模保育事業等に勤務する保育士等も補助対象とする。

(5) 保育人材確保・定着支援 (1,723,815 千円)

①一時金給付 (611,000 千円)

保育人材の確保・定着を促進するため、新卒保育士等に対する一時金の給付（1～2年目：30万円/年）および採用3～7年目の職員に対する定着一時金の給付（20万円/年）を行う。

②保育士宿舍借り上げ支援 (995,000 千円)

採用1～7年目までの保育士の宿舍の借り上げ費用（最大10万円/月）を補助する。

③保育士奨学金返還の支援 (39,100 千円)

市内在住の採用1～7年目の保育士等に対し、奨学金の返還に要する費用（5,000円/月）を補助する。

④未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援 (-千円)

保育所等に子どもを預ける保育士に対する保育料貸付を行い、保育料を1年間実質半額とする。（上限27,000円/月）

⑤潜在保育士の職場復帰支援 (4,000 千円)

潜在保育士等が非常勤職員として復職し、「朝」もしくは「夕」の時間帯、あるいは「休日」を含んで半年間勤務した場合、一時金（10万円）を給付する。

⑥スキルアップ支援 (35,500 千円)

保育士資格等の取得を目指す保育補助者等に対する保育士養成校の受講料や保育士資格試験対策講座の受講料等の補助、保育士キャリアアップ研修を実施する。

⑦潜在保育士・幼稚園教諭等の人材確保 (39,215 千円)

神戸市保育士・保育所支援センターや神戸市私立幼稚園人材支援センターで、市内私立園等と潜在保育士・幼稚園教諭等のマッチング支援を行う。

(6) 多様な保育ニーズへの対応 [698,736 千円]

○ ①病児保育事業の拡充 (552,552 千円)

児童が病気などのとき、病院や診療所と併設した施設で一時的な保育を実施する。

また、新規整備(2か所)と既存施設の定員拡充(3か所)を行うとともに、施設運営の安定化を図るため、施設への補助を拡充する。

○ ②保育所等における医療的ケア児の受入れの拡大 (146,184 千円)

日常生活において「経管栄養」や「たんの吸引」など、医療的ケアを必要とする子どもが心身の状況に応じて、適切な保育を受けることができるよう、新たに2施設確保し、合計21施設で受入れを行う。

(7) 多子世帯の保護者負担軽減 [832,549 千円]

幼児教育・保育の無償化の対象外である住民税課税世帯の0～2歳児の保育料(満1～2歳児の一時保育利用料含む)について、所得制限なく第2子半額・第3子以降を無償にする。

また、3～5歳児の副食費について、所得制限なく第3子以降を無償にする。

(8) 学童保育の充実 [706,149 千円]

○ ①学童保育施設の整備 (316,687 千円)

利用者数の増加に対応するため、学校施設の共用利用等により、学童保育の実施場所を確保する。

- ◆学校施設の共用利用のための教室改修(9か所)
- ◆学校内での専用スペースの整備(4か所)



○ ②学童保育職員等の処遇改善 (359,462 千円)

全ての学童保育施設において常勤職員を配置できるよう、運営費を増額し、利用者の増加や多様な特性を持った児童に対応できる体制を強化するとともに、学童保育職員等の雇用確保及び離職防止のため、人事院勧告をふまえた職員の処遇改善を行う。

○ ③夏休みの学童保育ニーズへの対応 (30,000 千円)

夏休み期間のみの学童保育ニーズに対応するため、夏休み期間の学童保育の受け入れを実施可能な場所から順次開始する。

4. 特に支援が必要な子どもたち・家庭への支援

(1) 社会的養護体制等の充実 [355,814 千円]

○ ①児童虐待防止対策の強化 (14,700 千円)

- ・こども家庭センターにおいて、児童虐待対応等にかかる職員を4名増員する。
- ・児童養護施設等の専門的な知識・技術を活かしながら、こども家庭センターや区役所と連携し、子育て相談や見守り等を行う児童家庭支援センターを西部地域に1か所新設する。(4→5か所)

②児童養護施設等の入所児童に対する支援の充実 (108,800 千円)

ふるさと納税を活用し、児童養護施設等に入所する児童の部活動費・修学旅行費・通塾費等の費用を補助する。また、企業・団体の協力を得て、職場見学・体験会を実施する。

③児童養護施設退所後の支援 (6,000 千円)

公営住宅を活用し、児童養護施設を退所した児童の自立支援を行う。また、退所後の児童の交流機会づくりを支援する。

④里親委託の促進 (15,810 千円)

里親委託の推進のため、広報・啓発や里親を対象とした研修会、学識経験者なども含めた検討会や里親・ファミリーホーム養育者の交流会を開催する。

⑤児童自立支援施設(若葉学園)の改修 (203,400 千円)

社会情勢・児童数の変化に応じた施設の機能強化・規模の最適化を図るとともに、居室及びトイレの洋式化等、寮舎の環境改善を行う。

⑥こどもケアラー世帯への訪問支援事業 (7,104 千円)

障害や病気のある家族、幼い兄弟等、ケアを必要とする人がいるために、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている児童(こどもケアラー)に対し、ヘルパーを派遣することにより、ケアの負担軽減を図る。

(2) DV 対策 [36,850 千円]

配偶者暴力相談支援センターにおいて相談や情報提供、カウンセリング等を引き続き実施するとともに、DV 被害者が一時的に避難できる民間シェルターの運営費等の補助、さらにパープルリボンキャンペーン等の啓発事業を行う。

(3) 障害のある子どもへの支援 [21,670 千円]

○ **①発達相談支援体制の充実 (8,670 千円)**

療育センターとこども家庭センターの待機期間の短縮や地域の関係機関の対応力向上を図るため、「こべっこ発達専門チーム」によるモデル事業を西部地域に続き、東部地域にも拡充する。

②聴覚障害児支援中核機能強化事業の実施 (13,000 千円)

神戸市立医療センター中央市民病院「総合聴覚センター」に専門のコーディネーターを配置し、医療・保健・福祉・教育の連携を強化するとともに、聴覚障害児とその家族に対して適切な情報と切れ目のない支援を提供する取り組みを進める。

(4) ひとり親家庭への支援 [5,722,372 千円]

○ **①児童扶養手当の拡充 (5,510,387 千円)**

ひとり親家庭の経済的支援として、所得制限限度額を引き上げるとともに、第3子以降の加算額を増額する。

②ひとり親家庭等高校生通学定期券補助 (211,985 千円)

ひとり親家庭(児童扶養手当受給世帯等)の高校生等に対して、通学定期券の購入費を全額補助する。

5. 地域における子育て支援・青少年の健全育成

(1) 児童館のさらなる活用 [384,000 千円]

- ◎ ①「子育てチーフアドバイザー」の配置 (290,000 千円)
全児童館に「子育てチーフアドバイザー」を配置し、子育て相談に常時対応できるよう体制を強化するとともに、乳幼児向けプログラムの充実を図る。
- ◎ ②児童館の強み・特色を生かす仕組みづくり (36,000 千円)
児童館の特色を活かしながら、地域のニーズに合わせた子育てプログラムを実施した場合、運営費を加算する。
- ◎ ③施設整備等による利用促進 (58,000 千円)
児童館の愛称を「こどもっとひろば」とし、新たに、看板を全館共通デザインで作成し、設置する。(令和5年度中に実施)
また、乳幼児親子を含め来館者が安心して快適に利用できるようトイレのドライ化等、館内の備品や設備を整える。



(2) 地域における子育て環境整備 [741,090 千円]

- ①児童館等の再整備 (278,582 千円)
旧葺合文化センター大ホール跡地に、旗塚児童館等を再整備する。(令和7年度供用開始予定)
また、旧北区役所跡地に、北区文化センターと一体で、すずらんだい児童館及びユースステーション北の移転・再整備を行う。(令和8年度供用開始予定)
- ②地域子育て支援拠点の運営・整備 (462,508 千円)
屋内外に大型遊具を備えた「こべっこランド」を運営するとともに、就学前の子どもが室内で安全に思い切り遊べる「こべっこあそびひろば」や、親子が気軽に集える「おやこふらっとひろば」を運営・整備する。
◆おやこふらっとひろば名谷：令和6年8月供用開始予定



(3) 青少年の居場所・活動拠点 [314,820 千円]

- ①青少年会館・ユースプラザ等の運営・整備 (310,820 千円)【一部再掲】
青少年会館やユースプラザ・ユースステーションの運営を通じ、中高生を中心とする青少年に居場所や自主的な活動の機会を提供する。
また、旧北区役所跡地に、北区文化センターと一体で、すずらんだい児童館及びユースステーション北の移転・再整備を行う。(令和8年度供用開始予定)
- ②中高生のための駅前フリースペースの運営 (4,000 千円)
駅前に若者の集まる空間を創出し、新たなにぎわいづくりにつなげるため、神戸電鉄谷上駅前にて、中高生のためのフリースペースをモデル的に運営する。

3. 一 般 会 計

(1) 歳入歳出予算一覧

(単位:千円)

歳 入		歳 出	
款 項	金額	款 項	金額
17 使用料及手数料	663,108	4 民 生 費	129,481,105
1 使 用 料	663,108	1 民生総務費	13,769,725
18 国庫支出金	49,560,501	3 こども家庭費	110,218,087
1 負 担 金	43,293,226	7 民生施設整備費	5,493,293
2 補 助 金	6,267,275	5 衛 生 費	4,626,643
19 県 支 出 金	16,625,231	1 衛生総務費	1,279,672
1 負 担 金	13,058,801	2 公衆衛生費	3,346,971
2 補 助 金	3,566,430	13 教 育 費	259,438
20 財 産 収 入	68,551	1 教育総務費	259,438
1 財産運用収入	68,551		
21 寄 附 金	290,371		
1 寄 附 金	290,371		
22 繰 入 金	49,200		
2 基金繰入金	49,200		
24 諸 収 入	10,807,784		
1 納 付 金	1,639,919		
2 措置費受入	5,633,843		
4 受託事業収入	110,522		
5 貸付金元利収入	3,174,850		
7 雑 入	248,650		
25 市 債	1,232,000		
1 市 債	1,232,000		
歳 入 合 計	79,296,746	歳 出 合 計	134,367,186

(2) 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
17 使用料及手数料	663,108	653,831	9,277	
1 使用料	663,108	653,831	9,277	
3 民生使用料	663,108	653,831	9,277	
3 保育所	486,778	460,740	26,038	市立保育所保育料等
4 センター 総合児童	6,000	8,150	△2,150	駐車場、研修室等
11 センター 児童発達支援	164,873	179,301	△14,428	ひまわり学園等
12 自立援助ホーム	3,960	4,320	△360	子供の家
13 青少年会館	1,497	1,320	177	会議室等
18 国庫支出金	49,560,501	45,862,286	3,698,215	
1 負担金	43,293,226	40,343,919	2,949,307	
1 民生費負担金	43,050,965	40,117,139	2,933,826	
3 児童措置費 負担金	6,319,524	6,144,927	174,597	児童福祉措置費に対する負担金 負担率1/2
4 こども給付費 負担金	18,324,499	18,229,302	95,197	施設型給付費・地域型保育給付費に 対する負担金 負担率10/10又は1/2
5 児童手当費 負担金	16,526,538	13,790,000	2,736,538	児童手当費に対する負担金 負担率10/10又は13/15,37/45,7/9,4/6
6 児童扶養手当費 負担金	1,832,329	1,926,456	△94,127	児童扶養手当費に対する負担金 負担率1/3
7 児童相談所費 負担金	48,075	26,454	21,621	こども家庭センターに対する負担金 負担率1/2
2 衛生費負担金	242,261	226,780	15,481	
1 保健衛生費 負担金	242,261	226,780	15,481	小児慢性特定疾病医療費等に 対する負担金 負担率1/2
2 補助金	6,267,275	5,518,367	748,908	
2 民生費補助	5,304,194	4,758,458	545,736	
3 児童福祉費 補助	368,881	111,981	256,900	児童福祉法施行に要する事務費等に対する 補助金 補助率10/10,2/3,1/2又は1/2
4 こども育成費 補助	1,070,585	1,096,191	△25,606	児童福祉法施行に要する事務費等に対する 補助金 補助率10/10,9/10,3/4,1/2又は1/3
8 民間施設 老朽改修費補助	434,743	216,446	218,297	民間社会福祉施設の老朽改修費に 対する補助金 補助率3/4,2/3,1/2又は1/3
9 こども青少年費 補助	1,852,492	1,884,144	△31,652	児童福祉法施行に要する事務費等 に対する補助金 補助率3/4,2/3,1/2又は1/3
10 児童相談所費 補助	13,117	33,092	△19,975	児童福祉法施行に要する事務費等 に対する補助金 補助率1/2
11 保育振興費補助	1,564,376	1,416,604	147,772	児童福祉法施行に要する事務費等 に対する補助金 補助率3/4,2/3,1/2又は1/3

	3 衛生費補助	954,028	746,109	207,919	
	1 保健衛生費補助	954,028	746,109	207,919	母子保健事業に対する補助金 補助率10/10又は2/3,1/2,1/3
	11 教育費補助	9,053	13,800	△4,747	
	1 奨学援助費補助	9,053	13,800	△4,747	補足給付に対する補助金 補助率1/3
19 県	支 出 金	16,625,231	16,620,468	4,763	
	1 負 担 金	13,058,801	13,334,650	△275,849	
	1 民生費負担金	13,058,801	13,334,650	△275,849	
	1 児童手当費負担金	2,797,169	2,955,000	△157,831	児童手当費に対する負担金 負担率1/6又は1/9.4/45.1/15
	5 児童措置費負担金	1,600,032	1,555,703	44,329	児童福祉措置費に対する負担金 負担率1/4
	6 こども給付費負担金	8,661,600	8,823,947	△162,347	施設型給付費・地域型保育給付費に 対する負担金 負担率1/4
	2 補 助 金	3,566,430	3,285,818	280,612	
	2 民生費補助	3,338,935	3,103,923	235,012	
	1 こども医療費補助	1,073,552	1,139,256	△65,704	こども医療費に対する補助金 補助率10/10又は1/2
	2 ひとり親家庭等医療費補助	75,082	105,480	△30,398	ひとり親家庭等医療費に対する補助金 補助率2/5
	3 児童福祉費補助	2,190,301	1,859,187	331,114	児童福祉法施行に要する事務費等に対する補助金 補助率,1/2,1/3,3/10,1/4又は1/6
	3 衛生費補助	218,442	168,095	50,347	
	3 保健衛生費補助	218,442	168,095	50,347	母子保健事業に対する補助金 補助率1/2,1/3,1/4又は1/6
	10 教育費補助	9,053	13,800	△4,747	
	7 奨学援助費補助	9,053	13,800	△4,747	補足給付に対する補助金 補助率1/3
20 財 産 収 入		68,551	69,410	△859	
	1 財 産 運 用 収 入	68,551	69,410	△859	
	1 貸 地 料	68,551	69,410	△859	
	3 一 般 土 地	68,551	69,410	△859	私立保育園等
21 寄 附 金		290,371	66,033	224,338	
	1 寄 附 金	290,371	66,033	224,338	
	2 其 他 寄 附	290,371	66,033	224,338	
	6 こども家庭局	290,371	66,033	224,338	

22	繰入金	49,200	6,760	42,440	
	2 基金繰入金	49,200	6,760	42,440	
	1 基金繰入金	49,200	6,760	42,440	
	6 SDGs 基金繰入	48,000	-	48,000	ふるさと納税関連事業繰入金
	10 子ども交流支援基金繰入	1,200	6,760	△5,560	中高生の国際交流事業繰入金
24	諸収入	10,807,784	9,218,697	1,589,087	
	1 納付金	1,639,919	1,443,719	196,200	
	2 民生費納付金	1,639,919	1,443,719	196,200	
	4 こども医療費	1	1	-	受給者納付金
	5 ひとり親家庭等医療費	1	1	-	受給者納付金
	6 児童福祉施設	1,638,565	1,442,330	196,235	学童保育料等
	7 日本スポーツ振興センター	1,352	1,387	△35	災害共済給付制度掛金保護者負担分
	2 措置費受入	5,633,843	5,332,254	301,589	
	1 民生施設措置費受入	5,633,843	5,332,254	301,589	
	2 自立援助ホーム	29,096	18,036	11,060	自立援助ホーム子供の家
	3 児童自立支援施設	147,641	129,540	18,101	若葉学園
	4 保育所	4,937,376	4,696,679	240,697	市立保育所
	5 児童発達支援センター	386,974	377,364	9,610	市立児童発達支援センター
	7 民生施設措置費等受入	132,756	110,635	22,121	
	4 受託事業収入	110,522	95,890	14,632	
	2 其他受託収入	110,522	95,890	14,632	
	1 民生施設	110,522	95,890	14,632	保育所等における他都市からの受託収入
	5 貸付金元利収入	3,174,850	2,112,947	1,061,903	
	1 民生費貸付金返還	3,174,850	2,112,947	1,061,903	
	3 父子家庭児童福祉資金貸付金	3,050	3,529	△479	
	4 施設児童自立促進資金貸付金	-	180	△180	
	5 民間施設整備資金貸付金	3,171,800	2,109,238	1,062,562	

7 雑	入	248,650	233,887	14,763	
5 償	還 金	153,769	142,733	11,036	
8	児 童 自 立 支 援 施 設	4,676	4,723	△47	職員食費等
9	保 育 所	147,000	135,700	11,300	入所児童給食費
11	児 童 発 達 支 援 セ ン タ	2,093	2,310	△217	職員食費等
9 雑	入	94,881	91,154	3,727	
10	こども家庭局	94,881	91,154	3,727	
25 市	債	1,232,000	1,034,000	198,000	
1 市	債	1,232,000	1,034,000	198,000	
1 民	生 債	1,232,000	1,034,000	198,000	
1	民 生 施 設 整 備 事 業 公 債	1,232,000	1,034,000	198,000	児童福祉施設の整備にかかる 起債承認見込額
歳	入 合 計	79,296,746	73,531,485	5,765,261	

(3) 歳出予算の説明

第4款 民生費

第1項 民生総務費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
4 民 生 費	129,481,105	121,763,120	7,717,985	64,751,880	1,232,000	11,820,341	51,676,884
1 民生総務費	13,769,725	12,959,740	809,985	26,817	-	-	13,742,908
1 職員費	13,769,725	12,959,740	809,985	26,817	-	-	13,742,908

1 職員費

こども家庭局所属職員の給料, 職員手当等の経費

13,769,725 千円

第3項 こども家庭費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
4 民 生 費							
3 こども家庭費	110,218,087	104,907,292	5,310,795	64,166,958	98,000	8,550,338	37,402,791
1 こども総務費	504,746	354,829	149,917	41,062	-	126,400	337,284
2 こども育成費	1,794,676	1,863,115	△68,439	294,366	-	800,060	700,250
3 保育振興費	8,216,357	7,795,099	421,258	2,135,100	-	5,665,025	416,232
4 こども青少年費	9,314,572	7,480,248	1,834,324	3,677,730	98,000	986,340	4,552,502
5 児童措置費	13,013,482	12,579,745	433,737	7,919,556	-	627,888	4,466,038
6 こども給付費	42,437,487	42,316,112	121,375	26,986,099			15,451,388
7 こども医療費	5,762,885	5,343,244	419,641	1,103,552		2	4,659,331
8 ひとり親家庭等医療費	405,062	484,958	△79,896	75,082		1	329,979
9 児童手当費	22,728,176	20,334,200	2,393,976	19,903,707			2,824,469
10 児童扶養手当費	5,653,387	5,969,268	△315,881	1,975,329			3,678,058
11 児童相談所費	309,451	311,373	△1,922	55,375		133,221	120,855
12 児童自立支援施設費	77,806	75,101	2,705			211,401	△133,595

1 こども総務費

子ども・子育て支援施策の総合的推進等に要する経費

(1) こべっこウェルカム定期便	210,000 千円
(2) 次世代育成支援対策	5,400 千円
(3) 子育て情報の発信	21,700 千円
(4) 命の感動体験学習等	1,000 千円
(5) 学びへつなぐ地域型学習支援	24,600 千円
(6) 子育て世帯への食を通じたつながり支援	85,250 千円
(7) 子育て世帯に対するSNSを活用したわかりやすい支援情報の提供	18,750 千円
(8) 中高生のための駅前フリースペース	4,000 千円
(9) 児童福祉法施行(こども企画課・こども未来課所管分)事務等	134,046 千円

2 こども育成費

要保護児童対策、ひとり親家庭対策等に要する経費

(1) 児童虐待防止対策	68,105 千円
(2) 施設入退所児童対策	99,246 千円
(3) 児童養護施設等の人材確保	63,616 千円
(4) DV被害者支援対策	36,850 千円
(5) 子育てリフレッシュステイ事業	14,700 千円
(6) 自立援助ホーム子供の家の運営	93,000 千円
(7) ひとり親家庭支援	451,219 千円
(8) 療育センターの運営	607,308 千円
(9) 障害児療育寄附講座	60,000 千円
(10) 障害児支援	42,938 千円
(11) 民間社会福祉施設運営助成等	115,734 千円
(12) 児童福祉法施行(家庭支援課所管分)事務等	141,960 千円

3 保育振興費

各種保育施策に要する経費

(1) 保育人材確保対策	1,687,985 千円
(2) ICT化による業務負担軽減	25,382 千円
(3) 民間社会福祉施設運営助成等	2,497,336 千円
(4) 一時保育、延長保育、預かり保育	950,779 千円
(5) 病児保育・医療的ケア児	666,691 千円
(6) 障害児保育	966,200 千円
(7) 市立保育所の運営	1,016,352 千円
(8) 地域子育て支援センター事業	4,000 千円
(9) 児童の安全・安心対策	4,200 千円
(10) 保育士等研修事業	41,100 千円
(11) 児童福祉法施行(幼保振興課・幼保事業課所管分)事務等	356,332 千円

4 こども青少年費

児童及び青少年健全育成等に要する経費

(1) こべっこあそびひろばの運営等	94,800 千円
(2) 区役所等を活用した地域子育て支援拠点の運営	168,043 千円
(3) ファミリー・サポート・センター事業	24,300 千円
(4) こべっこランドの運営等	217,193 千円
(5) 児童館・学童保育の運営等	6,984,551 千円
(6) 神戸っ子のびのびひろばの推進	166,900 千円
(7) こどもの居場所づくりの支援	115,495 千円
(8) 青少年育成の推進	210,190 千円
(9) 高校生への通学定期券補助	1,230,000 千円
(10) 児童福祉法施行(こども青少年課所管分)事務等	103,100 千円

5 児童措置費

児童福祉法による児童福祉施設への入所に要する経費 13,013,482 千円

6 こども給付費

子ども・子育て支援法による施設型給付及び地域型保育給付に要する経費 42,437,487 千円

7 こども医療費

子どもの医療費の助成に要する経費 5,762,885 千円

8 ひとり親家庭等医療費

ひとり親家庭等の医療費の助成に要する経費 405,062 千円

9 児童手当費

児童手当の支給に要する経費 22,728,176 千円

10 児童扶養手当費

児童扶養手当の支給に要する経費 5,653,387 千円

11 児童相談所費

こども家庭センターの運営等に要する経費 309,451 千円

12 児童自立支援施設費

若葉学園の運営に要する経費 77,806 千円

第7項 民生施設整備費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
4 民 生 費							
7 民 生 施 設 費	5,493,293	3,896,088	1,597,205	558,105	1,134,000	3,270,003	531,185
1 児 童 福 祉 施 設 費	5,493,293	3,896,088	1,597,205	558,105	1,134,000	3,270,003	531,185

1 児童福祉施設整備費

児童福祉施設の整備等に要する経費

(1) 保育所・認定こども園整備助成等	353,517 千円
(2) 保育施設耐震・老朽改修助成等	222,000 千円
(3) 児童館整備事業等	390,797 千円
(4) 民間社会福祉施設整備融資等	3,269,072 千円
(5) 若葉学園の改修	203,400 千円
(6) その他児童福祉施設老朽改修等	1,054,507 千円

第5款 衛生費

第1項 衛生総務費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
5 衛 生 費	4,626,643	4,316,335	310,308	1,415,746	-	29,873	3,181,024
1 衛 生 総 務 費	1,279,672	1,331,093	△51,421	29,576	-	16,313	1,233,783
1 職 員 費	1,279,672	1,331,093	△51,421	29,576	-	16,313	1,233,783

1 職員費

こども家庭局所属職員の給料, 職員手当等の経費

1,279,672 千円

第2項 公衆衛生費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
5 衛 生 費							
2 公 衆 衛 生 費	3,346,971	2,985,242	361,729	1,386,170	-	13,560	1,947,241
1 保 健 衛 生 費	3,346,971	2,985,242	361,729	1,386,170	-	13,560	1,947,241

1 保健衛生費

母子保健, 難病施策等に要する経費

(1) 思春期ヘルスケア事業	5,600 千円
(2) プレコンセプションケアの普及・啓発	3,000 千円
(3) 母子保健指導	8,800 千円
(4) 妊婦に対する相談支援の充実	10,750 千円
(5) 子育て世代包括支援センター事業	59,600 千円
(6) 出産・子育て応援交付金を活用した伴走型相談支援・経済的支援	935,567 千円
(7) 妊産婦への移動支援	31,700 千円
(8) 妊婦健康診査	950,300 千円
(9) 産婦健康診査	80,900 千円
(10) 産後ケア事業	228,362 千円
(11) 乳幼児健康診査	166,147 千円
(12) 新生児への検査事業	76,000 千円
(13) 未熟児養育医療及び妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)等療養援護費	108,410 千円
(14) 特定不妊治療費助成	4,280 千円
(15) 養育支援訪問事業	24,000 千円
(16) 小児慢性特定疾病医療費助成等	448,053 千円
(17) 母子保健法施行事務等	205,502 千円

第13款 教育費

第1項 教育総務費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
13 教 育 費	259,438	276,147	△16,709	18,106	-	28,800	212,532
1 教 育 総 務 費	259,438	276,147	△16,709	18,106	-	28,800	212,532
4 奨 学 援 助 費	259,438	276,147	△16,709	18,106	-	28,800	212,532

4 奨学援助費

私立幼稚園振興対策等に要する経費

259,438 千円

(4) 債務負担行為

(単位:千円)

事項名	期間	限度額	左の財源内訳			
			国県支出金	市債	その他	一般財源
(1) こべっこウェルカム定期便	令和6～9年度	1,350,000	-	-	-	1,350,000
(2) 父子家庭児童福祉資金貸付金 債権回収等委託	令和6～8年度	1,000	-	-	-	1,000
(3) 自閉症児自立支援業務 (東部療育センター)	令和6～10年度	87,000	-	-	-	87,000
(4) 自閉症児自立支援業務 (西部療育センター)	令和6～10年度	90,000	-	-	-	90,000
(5) 自閉症児自立支援業務 (総合療育センター)	令和6～10年度	134,000	-	-	-	134,000
(6) 神戸市療育センター診療所医療事務	令和6～10年度	119,000	-	-	-	119,000
(7) 小児神経学・発達行動小児科学部門 寄附講座	令和6～9年度	180,000	-	-	-	180,000
(8) 神戸市療育センター 電子カルテシステム運用保守	令和6～10年度	62,000	-	-	-	62,000
(9) 神戸市療育センターオンライン資格 確認システム端末保守	令和6～10年度	2,000	-	-	-	2,000
(10) ユーステーション運営(北神)	令和6～10年度	32,000	-	-	-	32,000
(11) ユーステーション運営(西)	令和6～10年度	24,000	-	-	-	24,000
(12) ファミリー・サポート・センター運営	令和6～10年度	89,000	59,000	-	-	30,000
(13) 保育所等老朽改築	令和6～8年度	1,200,000	800,000	320,000	-	80,000
(14) おやこふらっとひろば名谷運営	令和6～8年度	25,000	14,400	-	-	10,600
(15) 基幹系業務システム標準化事業	令和6～7年度	8,000	8,000	-	-	-
(16) 乳幼児健康診査業務	令和6～10年度	306,000	-	-	-	306,000
(17) 児童相談システムの再構築	令和6～11年度	26,000	-	-	-	26,000
(18) オンライン両親教室委託契約	令和6～8年度	4,000	-	-	-	4,000

4. 特 別 会 計

母子父子寡婦福祉資金貸付事業費

(1) 歳入歳出予算一覧

(単位:千円)

歳 入		歳 出			
	款 項	金 額		款 項	金 額
	1 事業収入	307,900		1 事業費	307,900
	1 繰入金	4,000		1 貸付金	303,729
	2 繰越金	92,037		2 貸付諸費	4,171
	3 諸収入	211,863			
	歳入合計	307,900		歳出合計	307,900

(2) 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 事 業 収 入	307,900	191,000	116,900	
1 繰 入 金	4,000	4,000	-	
1 母子福祉資金 一般会計繰入金	3,799	3,816	△17	
1 母子福祉資金 一般会計繰入金	3,799	3,816	△17	一般会計からの所要額の繰入
2 寡婦福祉資金 一般会計繰入金	106	89	17	
1 寡婦福祉資金 一般会計繰入金	106	89	17	一般会計からの所要額の繰入
3 父子福祉資金 一般会計繰入金	95	95	-	
1 父子福祉資金 一般会計繰入金	95	95	-	一般会計からの所要額の繰入
2 繰 越 金	92,037	46,395	45,642	
1 母子福祉資金 繰越	86,551	30,287	56,264	
1 母子福祉資金 繰越	86,551	30,287	56,264	
2 寡婦福祉資金 繰越	9	1,621	△1,612	
1 寡婦福祉資金 繰越	9	1,621	△1,612	
3 父子福祉資金 繰越	5,477	14,487	△9,010	
1 父子福祉資金 繰越	5,477	14,487	△9,010	

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
3 諸 収 入	211,863	140,605	71,258	
1 母 子 福 祉 資 金 貸 付 金 元 利 収 入	203,675	133,991	69,684	
1 母 子 福 祉 資 金 貸 付 金 元 利 収 入	203,675	133,991	69,684	
2 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 金 元 利 収 入	5,008	4,260	748	
1 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 金 元 利 収 入	5,008	4,260	748	
3 父 子 福 祉 資 金 貸 付 金 元 利 収 入	3,180	2,354	826	
1 父 子 福 祉 資 金 貸 付 金 元 利 収 入	3,180	2,354	826	
歳 入 合 計	307,900	191,000	116,900	

(3) 歳出予算の説明

第1款 事業費

第1項 貸付金

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
1 事 業 費	307,900	191,000	116,900	-	-	131,886	176,014
1 貸 付 金	303,729	185,121	118,608	-	-	130,007	173,722
1 1 母 子 福 祉 資 金 貸 付 金	97,793	84,651	13,142	-	-	84,651	13,142
1 2 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 金	4,995	5,842	△847	-	-	5,842	△847
1 3 父 子 福 祉 資 金 貸 付 金	8,652	16,836	△8,184	-	-	16,836	△8,184
1 4 母 子 福 祉 資 金 繰 出 金 他 会 計	62,545	25,303	37,242	-	-	5,842	56,703
1 5 母 子 福 祉 資 金 公 債 費	129,744	52,489	77,255	-	-	16,836	112,908

1 母子福祉資金貸付金

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく母子福祉資金貸付に要する経費 97,793 千円

2 寡婦福祉資金貸付金

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく寡婦福祉資金貸付に要する経費 4,995 千円

3 父子福祉資金貸付金

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく父子福祉資金貸付に要する経費 8,652 千円

4 母子福祉資金貸付金他会計

貸付金の剰余金のうち一般会計への返還金 62,545 千円

5 母子福祉資金貸付金公債費

貸付金の剰余金のうち国への返還金 129,744 千円

第2項 貸付諸費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
1 事 業 費							
2 貸 付 諸 費	4,171	5,879	△1,708	-	-	1,879	2,292
1 母 子 福 祉 資 金 事 務 費	3,943	5,651	△1,708	-	-	1,835	2,108
2 寡 婦 福 祉 資 金 事 務 費	128	128	-	-	-	39	89
3 父 子 福 祉 資 金 事 務 費	100	100	-	-	-	5	95

1 母子福祉資金事務費

母子福祉資金の貸付事務に要する経費 3,943 千円

2 寡婦福祉資金事務費

寡婦福祉資金の貸付事務に要する経費 128 千円

3 父子福祉資金事務費

父子福祉資金の貸付事務に要する経費 100 千円

(4) 債務負担行為

(単位:千円)

事項名	期間	限度額	左の財源内訳			
			国県支出金	市債	その他	一般財源
(1) 母子父子寡婦福祉資金貸付金債権回収等委託	令和6～8年度	4,000	-	-	-	4,000

5. 議 案

第 % 号議案

神戸市婦人保護支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の件

神戸市婦人保護支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月15日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市婦人保護支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

神戸市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年3月条例第76号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>神戸市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第65条第1項の規定等に基づき、<u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第</u></p>	<p><u>神戸市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第65条第1項の規定等に基づき、<u>売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設の設備</u></p>

12条第1項に規定する女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(女性自立支援施設に配置する職員及びその員数に関する基準)

第2条 法第65条第1項に規定する条例で定める基準(同条第2項第1号に係るものに限る。)は、次条に定めるもののほか、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準(令和5年厚生労働省令第36号。以下「基準省令」という。)第1条第1号に定める基準に定めるところによる。

(施設長に関する基準)

第3条 基準省令第9条第1項第1号の規定に基づき置かれる施設長は、暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。第6条において同じ。)であってはならない。

(法第65条第2項第1号及び第2号に掲げる事項以外の事項に関する基準)

第5条 法第65条第1項に規定する条

及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(婦人保護施設に配置する職員及びその員数に関する基準)

第2条 法第65条第1項に規定する条例で定める基準(同条第2項第1号に係るものに限る。)は、次条に定めるもののほか、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準(平成14年厚生労働省令第49号。以下「基準省令」という。)第1条第1号に定める基準に定めるところによる。

(施設長に関する基準)

第3条 基準省令第8条第1項の規定に基づき置かれる施設長は、暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。第6条において同じ。)であってはならない。

(法第65条第2項第1号及び第2号に掲げる事項以外の事項に関する基準)

第5条 法第65条第1項に規定する条

例で定める基準（同条第2項第1号及び第2号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。）は、基準省令第1条第3号から第5号までに定める基準に定めるところによる。

（女性自立支援施設の設置者に関する基準）

第6条 女性自立支援施設の設置者は、暴力団員等がその事業活動を支配するものであってはならない。

例で定める基準（同条第2項第1号及び第2号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。）は、基準省令第1条第3号に定める基準に定めるところによる。

（婦人保護施設の設置者に関する基準）

第6条 婦人保護施設の設置者は、暴力団員等がその事業活動を支配するものであってはならない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）の施行に伴い、条例を改正する必要があるため。